

神奈川県プラスチック事業健康保険組合
理 事 長

健康診査の自己負担額及び補助金額について（公告）

健康診査実施規程第5条による自己負担額及び第7条第2項による補助金の額を次のとおり定めたので公告します。

記

1. 健康診査実施規程第5条第3項による自己負担額
・・・健診費用（消費税を含む。）から補助金額を控除した額
2. 健康診査実施規程第7条第2項による補助金の額

健康診査種目及び補助金一覧（令和4年度）

健 診 項 目	実施時期	実施機関	受診対象者	補助金（組合が負担する額）
1. 人間ドック 短期（1泊2日） 日帰り（1日） ※節目検診 （人間ドック受診者で40歳、 45歳、50歳、55歳、60歳、 65歳の節目に該当する者）	4月1日～ 3月31日	組合契約機関 別紙5のとおり 及び健康保険組 合と契約をかわし た健診機関	35歳以上の 被保険者と 被扶養者	被保険者 費用の4割相当額 （百円未満切捨・補助上限15,000円） 被扶養者 費用の4割相当額 （百円未満切捨・補助上限10,000円） ※ただし人間ドック基本項目全項目受診の場合は、 被保険者15,000円被扶養者10,000円の補助 ※ 3,000円 （当該年齢で1回のみ加算）
2. 婦人科検診 （人間ドックと同時健診のみ） ※乳腺X線検査 （マンモグラフィ） （人間ドックと同時受診のみ）	同上	同上	希望者のみ ※40歳以上の希望者で 2年に1回のみ（4年度 は偶数月）	2,000円 ※ 2,000円
3. 主婦健診 ※本人以外は扶養配偶者 に限る。	同上	同上	35歳以上の被保 険者と被扶養者	被保険者 費用の4割相当額（百円未満切 捨、補助金額 14,000円） 被扶養者 費用の4割相当額（百円未満切 捨、補助金額 7,000円）
4. 生活習慣病健診	同上	同上	同上	同上
5. 労働安全衛生規則第44 条による定期健康診断を 実施した事業主に対し、 年間1人1回 （特定健診の結果の提供）	同上	事業所が契 約した健診 機関	（紙データの場合） 年齢不問 （XML形式による電 子データの場合） 特定検診に係る 40歳以上の者	（紙データの場合及びXML形式によ る40歳未満の者の電子データの場合） 500円 （XML形式による40歳以上 の者の電子データの場合） 1000円
6. 特定健康診査	同上	集合契約Aタ イプ、または集 合契約Bタイ プの健診機関	40歳以上の被 扶養者	特定健診項目に限り全額 負担（詳細健診<医師の 判断により追加された項 目>を含む。） ※オプション項目は全額 自己負担

- 注）・節目健診は人間ドック受診者が40、45、50、55、60、65歳の節目に該当する場合に当該年齢
で1回のみ、3,000円が別途補助されます。
- ・乳腺X線検査の令和4年度受診対象者は40歳以上の者で誕生月が偶数月の者に限ります。
 - ・人間ドック受診は組合契約の全ての「項目」を受診した者に限ります。
 - ・上記健診種目に対する補助回数は、4月1日から翌年の3月31日までの間に1回限りです。
 - ・特定健康診査は集合契約Aタイプまたは集合契約Bタイプの健診機関にて受診してくだ
さい。（特定健康診査、健診機関等につきましては当組合へお問い合わせください。）